

第2 検討部会 会議録

会議の名称	第14回 第2 検討部会
開催日時	平成20年2月21日(木)18時00分から21時00分
開催場所	川口市職員会館 3階 会議室
出席者	(部会長)平副委員長 (委員)小川委員、永瀬委員、立石委員、大関委員、石井(邦)委員、高橋委員、河合委員、篠田委員、吉田委員
会議内容	これまでの議論のとりまとめ ・協働の原則と定義 ・市民活動を活性化させるための行政のあり方 ・協働を進めるための行政のあり方
会議資料	・前回部会の議論概要 ・これまでの議論の仕分け表
発言内容	<p>運営調整部会からの宿題に対する意見(前回とりまとめの追加内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例の叩き台として市民に素々案を示す場合、最初の段階から既に細部まで作りこまれていると、市民は素々案に対して意見を言い出しにくい。 <p>これまでの議論整理(協働の定義、原則)</p> <p>当検討部会をAグループとBグループの2グループに分け、3月末をメドにこれまでの議論について内容を補いながら整理をおこなう。</p> <p>1) Aグループでの議論</p> <p>協働の定義、原則</p> <p>【協働の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな社会を実現する。 ・社会秩序を維持・形成する。 ・地球環境を考えた生活を送る。 <p>【協働の定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通の目的と課題について市民が力を合わせた取り組み。 <p>【多様性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働は一つのカタチに固定されたものではない。 ・時間と場所を同じくしなくても、共通の目的があれば、協働として成立する。 ・行政の補助・下請的レベルから市民主体の活動まで広い範囲で存在し、双方が常に対等であるとは限らない。 ・相手に依存せず、自立性を持つことが求められる。

【個人のあり方】

- ・ やってみたいと思うこと、自分にもできる簡単なことから参加して
みる必要がある。
- ・ 組織単位での活動だけでなく、市民個人単位であらゆる人たちが何らか
の地域活動に関わることが重要である。
- ・ 生活の中で必要なことについて、可能な範囲で市民 1 人 1 人が地域活動
に協力、参加することが望ましい。

【組織の定義】

- ・ 組織の例として、行政、町会、市民団体、企業、学校があげられる。

【相互理解】

- ・ お互いの気持ち、考えを併せ持った活動を行う。
- ・ 相互に信頼しあい、お互いの違いを理解、尊重する。
- ・ 自分の限界を相手に十分伝える。
- ・ お互いの発想や行動様式をすり合わせる。

市民活動を活性化させるための行政のあり方

【人的支援】

- ・ 人材支援が必要な場合に対応できる人材を供給するための仕組みを設け
る。

【物的支援】

- ・ 公民館等の施設を活用するとともに、市民活動に必要な資機材を提供す
る。

【資金支援】

- ・ 寄付制度について創設、活用する。
- ・ 地域活動の参加者には、活動に対する参加報酬（地域通貨、交通費等）
を提供する。
- ・ 不正受給の防止や補助金交付団体の既得権益化を防止するといった補助
金制度の見直しを行う。
- ・ 行政が財政難にある中で、資金支援をすることが厳しい状況であること
に留意する。

【情報支援】

- ・ 現在行われている地域活動の情報を市民が得ることは難しいことから、
グループ間での情報交換の場となる情報連絡会をつくとともに、他市
の事例を参考にした市民活動のデータバンクをつくる。

【協働への参加】

- ・ 地域活動の企画段階だけに関わって、現場での活動は市民団体等に委ね
るのではなく、実行段階まで参加する。

条例以外での関連意見

- ・ ネットワークの弱い町会と集合住宅に住む住民との連携を助ける。

2) Bグループにおける議論

協働の定義、原則

【相互補完】

市民と行政の関係

- ・一般的に市民は自分達で出来ることをボランティアで行い、行政がそれに対して、その支援・援助を含めたルールを引いていくことが望ましい。
- ・行政と市民間の調整方法や行政内部での調整について、具体的な内容を条例に盛り込むことはそぐわない。

市民が連携し助け合う、役割分担する

- ・市民と行政が互いの関係・役割を確認する必要がある。
- ・市民も困ったことがあると、何でも行政に投げてしまうところがあるため、条例には市民にも責務を負わせるような内容も必要である。
- ・個人でできないことを組織が担い、組織の出来ないことを行政が担うような関係を構築する。

市民と行政が力を合わせてまちをつくる

- ・何の目的の共有化なのか定めないと分かりづらい。複数の主体も分かりづらい。
- ・「市民と行政が力を合わせてまちをつくる」とすると分かりやすい。

【継続性】

- ・市民側に責任意識がなくて、そのまま活動を放棄される場合、行政が面倒をみて引き継ぐことがある。このため、市民の責任について盛り込む必要がある。

【協働によるまちづくりの取組み】

情報交換をとおして、問題解決に向けた共同した取組みを行う

助けて欲しいと願う人と他人の役に立ちたいと思う人との出会いの場を設ける

- ・市民が出会う空間を設けることや、その仕組みづくり、情報提供に関する内容として条例に盛り込むことが望まれる。

市民及び市民団体の連帯的なネットワーク

- ・個々の市民レベルでそれぞれの活動を把握することは現実的に難しい。市民団体間と行政とのネットワークとすることが望ましい。
- ・ここでのネットワークは管理的な意味合いではなく、連携といったイメージが妥当である。

協働活動を行う人材を養成するとともに、その人材を活用する

協働相手の一方的な理由によって、活動が終わること避けるため、唐突に活動が終わらないよう予め双方が責任を持つ

協働を進めるための行政のあり方

【広報活動のあり方】

- ・ イベント、インターネット等による広報活動を行う。
 - ・ 市内外の成功事例について具体的に紹介する。
 - ・ 協働事業の成果（可能性）を分かりやすく伝える。
 - ・ 既存の広報板を活用する。
 - ・ 効率性、費用対効果を踏まえて各担当が連携した広報活動を行う。
 - ・ 市民の意見を聞く広聴の場を持つ。
- 【行政内部の組織整備】**
- ・ 各部署にまたがる権限を持った協働を進めるための専門部署をつくる。
 - ・ 市民啓発を目的として、教育と連携した協働に関する学習のしくみを作る。
- 【市民活動にいつも対応できる仕組みづくり】**
- ・ 市民の意見を一括して聞けるような窓口が望ましいが、福祉・防犯・環境など広範な分野にわたって業務を熟知する組織を作ることは難しく、結局、業務の専門性に乏しい組織に終わる可能性がある。このため、まずは各窓口の対応能力を向上させることが重要となる。
- 【市民活動で紛争が発生した場合の対処方法】**
- ・ 行政が強い権限を持って仲裁に入ることは難しいが、市民活動で紛争が発生した場合の調整方法を検討する。
- 【行政職員の意識改革】**
- ・ 市民活動、協働について学習の場を持つ。
 - ・ より市民の側に沿った行政サービスを推進する。
 - ・ 市民との意見交換の場をもつ。
 - ・ 職員 1 人 1 人が市民活動に参加し、職員の視野を広げる。
 - ・ これまでの慣例、形式主義を変えて、新たな行政運営を検討する。
 - ・ 市民活動によってできること、できないことを認識し、公的なことを市民に押し付けすぎないように配慮する。
 - ・ 一市民として地域の現状把握に努める。
 - ・ 市民活動に関する理解を市民に深めてもらう。
- 市民のあり方として
- ・ 市民活動に持たれる「近寄り難い」イメージを払拭し、市民活動に対するイメージを改善する。
- 条例自体に関する意見
- 【責任と権利について】**
- ・ 「責任」の項目をつくる場合は慎重にすべきである。他市で自治基本条例が議会で否決された例もあることから市民と行政の「権利」として盛り込むことが望ましい。
- 【語句の取扱いについて】**
- ・ 「目的」、「目標」、「問題点」などの用語を使い分ける必要がある。

次回以降日程	第 15 回検討部会	3月 3日(月)	18時00分～	職員会館 3階	会議室
	第 16 回検討部会	3月 27日(木)	18時00分～	職員会館 3階	会議室